昭和二八年(オ)第三一六号

右当事者間の建物収去、土地明渡請求事件について、東京地方裁判所が昭和二八年二月一六日言渡した判決に対し、上告人から当裁判所に対し上告の申立があつたが、裁判所法一六条三号、民事訴訟法三九三条一項によれば、本件は当裁判所の管轄には属せず、東京高等裁判所の管轄に属するものと認められるから、民事訴訟法三〇条によつて同裁判所に移送するを相当と認め、裁判官全員の一致で次のとおり決定する。

本件を東京高等裁判所に移送する。

昭和二八年四月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎